【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第七節　外務員

（外務員の登録）

第六十四条　金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

イ　第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号に掲げる行為

ロ　次に掲げる行為

（１）　売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘

（２）　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘

（３）　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二　次に掲げる行為

イ　第二条第八項第四号、第六号及び第十号に掲げる行為

ロ　店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘

三　前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為

２　金融商品取引業者等は、前項の規定により当該金融商品取引業者等が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

３　第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号、名称又は氏名

二　登録申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

三　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

ロ　役員又は使用人の別

ハ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ　金融商品仲介業を行つたことの有無及び金融商品仲介業を行つたことのある者については、その行つた期間

四　その他内閣府令で定める事項

４　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

５　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

６　内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第七節　外務員

（外務員の登録）

第六十四条　金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

イ　第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号に掲げる行為

ロ　次に掲げる行為

（１）　売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘

（２）　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘

（３）　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二　次に掲げる行為

イ　第二条第八項第四号、第六号及び第十号に掲げる行為

ロ　店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘

三　前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為

２　金融商品取引業者等は、前項の規定により当該金融商品取引業者等が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

３　第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号、名称又は氏名

二　登録申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

三　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

ロ　役員又は使用人の別

ハ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ　金融商品仲介業を行つたことの有無及び金融商品仲介業を行つたことのある者については、その行つた期間

四　その他内閣府令で定める事項

４　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

５　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

６　内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（改正前）

（新設）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

（二　新設）

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

ロ　役員又は使用人の別

ハ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ　証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

ロ　役員又は使用人の別

ハ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ　証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

（改正前）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

ロ　役員又は使用人の別

ハ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関の商号又は名称及びその行つた期間

（ニ　新設）

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】

（改正後）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

（ロ　削除）

ロ　役員又は使用人の別

ハ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関の商号又は名称及びその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

（改正前）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

（改正前）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　金融再生委員会は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　金融再生委員会は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

（改正前）

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第五節　雑則

第六十四条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

（二　削除）

二　有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

（改正前）

（第五節　新設）

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号の一に該当する行為

二　第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為

三　有価証券の売買の勧誘又は有価証券市場における有価証券の売買取引等、外国有価証券市場における有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並びに第六十四条の五第一項及び第五項において同じ。）及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号の一に該当する行為

二　第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為

三　有価証券の売買の勧誘又は有価証券市場における有価証券の売買取引等、外国有価証券市場における有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並びに第六十四条の五第一項及び第五項において同じ。）及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書　その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（改正前）

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号の一に該当する行為

二　第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為

三　有価証券の売買の勧誘又は有価証券市場における有価証券の売買取引等、外国有価証券市場における有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並びに第六十四条の五第一項及び第五項において同じ。）及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書　その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤　大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書　その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並びに第六十四条の五第一項及び第五項において同じ。）及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

（改正前）

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者については、その所属していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた期間

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一　第二条第八項各号の一に該当する行為

二　第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為

三　有価証券の売買の勧誘又は有価証券市場における有価証券の売買取引等、外国有価証券市場における有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘

（改正前）

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために第二条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為又は有価証券の売買若しくは有価証券市場における売買取引の委託の勧誘を行なう者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために第二条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為又は有価証券の売買若しくは有価証券市場における売買取引の委託の勧誘を行なう者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

②　証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

③　第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者については、その所属していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた期間

④　前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

⑤　大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥　大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（改正前）

第五十六条　証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有価証券外務員という。）について、左に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所及び所属する営業所名

三　有価証券外務員の業務に従事したことの有無　従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第五十六条　証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有価証券外務員という。）について、左に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所及び所属する営業所名

三　有価証券外務員の業務に従事したことの有無　従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

（改正前）

第五十六条　証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有価証券外務員という。）について、左に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所

三　有価証券外務員の業務に従事したことの有無　従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第五十六条　証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有価証券外務員という。）について、左に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所

三　有価証券外務員の業務に従事したことの有無　従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

②　証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

③　証券業者は、その有価証券外務員との雇傭関係が消滅したとき、又はその有価証券外務員をその業務に従事させなくなつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（改正前）

第五十六条　証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有価証券外務員という。）について、左に掲げる事項を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所

三　有価証券外務員の業務に従事したことの有無　従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

②　証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

③　証券業者は、その有価証券外務員との雇傭関係が消滅したとき、又はその有価証券外務員をその業務に従事させなくなつたときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五十六条　証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有価証券外務員という。）について、左に掲げる事項を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所

三　有価証券外務員の業務に従事したことの有無　従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

②　証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

③　証券業者は、その有価証券外務員との雇傭関係が消滅したとき、又はその有価証券外務員をその業務に従事させなくなつたときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。